

諮 問 事 項

「消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方について」

諮 問 の 趣 旨

今日、経済のグローバル化やIT化の進展、規制緩和による市場メカニズム重視社会への移行等、消費者を取り巻く著しい環境変化の中で、消費者自身が自立し、自ら適切な商品・サービスを選択していくことが、より一層求められている。

しかし、消費者と事業者との間には、情報や交渉力等の格差が引き続き存在し、商品及びサービスの高度化・多様化・グローバル化の流れの中で、苦情・トラブル等が増大し、かつ多様化・複雑化している。こうした中、消費者の権利が尊重され、自立した行動が確保されるためには、行政、事業者、消費者の各主体が、それぞれ単独での取組みに留まらず、相互に連携して、施策・事業に取り組む必要性が高まっている。

このような状況を受けて、消費者保護基本法が36年ぶりに改正され、本年6月に消費者基本法として公布・施行された。その抜本改正の基本的な方向の中でも、行政、事業者、消費者の各主体が相互に連携しつつ、それぞれの責務・役割を果たしていく必要性と、事業者団体・消費者団体の役割の重要性が強調されている。

これらの動向を踏まえ、行政が事業者団体・消費者団体等と積極的に連携して、消費者の自立支援の強化と自立に向けた環境整備の促進をめざす、実効性ある新たな消費者施策のあり方について、諮問するものである。